

## 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ライフニクス高井戸
定員・室数	173 人 ・ 135 室

## 有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付(一般型)
サ 付 登 録 の 有 無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	選択方式
入 居 時 の 要 件	自立のみ
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員1~2人(親族のみ対象)
介護に関わる職員体制	1.5:1以上

## 1 事業主体

名 称	法人等の種別			営利法人	
	フリカ <sup>ナ</sup>	カフシキガイシャ トウキユウイーライフデザイン			
	名 称	株式会社 東急イーライフデザイン			
主たる事務所の所在地	〒	150-0043	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号		
連 絡 先	電 話 番 号	03-6455-1236			
	ファックス番号	03-6455-1156			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.e-life-design.co.jp/				
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名	林 靖人	
設 立 年 月 日	平成15年3月3日				
主 な 事 業 等	高齢者住宅・施設の運営・運営受託、高齢者会員組織の企画・運営				

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>			
訪問介護	1	ホームケア世田谷中町	世田谷区中町五丁目9番9号
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	3	クラブクレール成城ケアレジデンス ライフニクス高井戸 グランクレール世田谷中町ケアレジデンス グランクレール芝浦ケアレジデンス グランクレール立川ケアレジデンス	世田谷区成城八丁目20番1号 杉並区高井戸東四丁目12番31号 世田谷区中町五丁目9番9号 港区芝浦四丁目18番25号 立川市富士見町二丁目3番21号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時訪問介護・看護	1	ホームケア世田谷中町	世田谷区中町五丁目9番9号
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	1	ホームケア世田谷馬事公苑	世田谷区上用賀一丁目22番23号
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	3	グランクレール成城カレリア ライフニクス高井戸 グランクレール世田谷中町ケアレジデンス グランクレール芝浦ケアレジデンス グランクレール立川ケアレジデンス	世田谷区成城八丁目20番1号 杉並区高井戸東四丁目12番31号 世田谷区中町五丁目9番9号 港区芝浦四丁目18番25号 立川市富士見町二丁目3番21号
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

## 2 事業所概要

名 称	フリカ <sup>ナ</sup>	ライフニクス <sup>た</sup> いど		
	名 称	ライフニクス高井戸		
所 在 地	〒	168-0072		
		東京都杉並区高井戸東四丁目12番31号		
連 絡 先	電 話 番 号	03-3247-1111		
	ファックス番号	03-3247-1200		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.grancreeper.com/takaido/			
介護保険事業所番号	第1371505445号			
管 理 者 職 氏 名	役職名	支配人	氏名	野口 奈緒子
事 業 開 始 年 月 日	平成 20 年 10 月 1 日			
届 出 年 月 日	平成 20 年 9 月 8 日			
届出上の開設年月日	平成 20 年 10 月 1 日			

特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成 20 年 10 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 8 年 9 月 30 日 まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成 20 年 10 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 8 年 9 月 30 日 まで			
事業所へのアクセス	・京王井の頭線高井戸駅より約1020m、徒歩13分又は関東バス「荻窪」行き 約5分、柳窪下車徒歩1分(約80m) ・JR中央線・東京メトロ丸ノ内線・東西線荻窪駅南口より約1800m、関東バス 3番(53、56系統)、4番(54、58系統) 約10分、柳窪下車徒歩2分(約160m)				
施設・設備等の状況					
敷地	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	面積	10391.91 m <sup>2</sup>			
建物	権利形態	所有	抵当権	なし	
	延床面積	14408.37 m <sup>2</sup>	うち有料老人ホーム分 14408.37 m <sup>2</sup>		
	竣工日	平成 1 年 10 月 2 日			
	階数	地上 3 階 地下 1 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 3 階 地下 1 階			
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
併設施設等	なし ( )				
賃貸借契約の概要	土地	契約期間	平成18年1月11日 ~ 令和18年1月10日		
		自動更新	あり		
居室	階	定員	室数	面積	
	1階	1~2人	32	シニア 46.83 m <sup>2</sup>	~ 93.51 m <sup>2</sup>
	2階	1~2人	39	シニア 46.44 m <sup>2</sup>	~ 102.78 m <sup>2</sup>
	3階	1~2人	41	シニア 46.44 m <sup>2</sup>	~ 106.78 m <sup>2</sup>
	1階	1人	7	ケア 20 m <sup>2</sup>	~ 28.48 m <sup>2</sup>
	2階	1人	8	ケア 20 m <sup>2</sup>	~ 28.48 m <sup>2</sup>
	3階	1人	8	ケア 20 m <sup>2</sup>	~ 28.48 m <sup>2</sup>
一時介護室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	2	14.64 m <sup>2</sup>	~ 14.64 m <sup>2</sup>
便所	居室	全室設置	共同便所	14 箇所 (一部男女共用)	
	居室	一部設置	共同浴室	個浴: 3 大浴槽: 0 機械浴: 1	
浴室	併設施設との共用		なし ( )		
	兼用	あり	(レクリエーション、リビング)		
食堂	併設施設との共用		なし ( )		

その他の共用施設	あり	【地下】 スパサロン(トレーニングルーム、ストレッチスペース・マシンジム、筋力系マシン、有酸素マシン、マッサージ機)、プール、ジャグジー、プールトイレ、ミストサウナ、パウダールーム、シャワー室、自動販売機 【1階】 正面玄関、メールボックス、フロント、メンバーズサロン(談話・喫茶・読書等)、ミニサロン(談話・喫茶・読書等)、個別浴室、脱衣室、機械浴室、静養室、健康管理室、ゲストルーム(宿泊・時間貸し)、介護居室転居時専用ラウンジルーム、駐車場、駐輪場 【2階】 レストラン(食事)、プライベートダイニング(会食・談話)、アトリエ(絵画・手芸等)、コミュニティホール(講演会・音楽会・各種集会・趣味の集まり等)、プレイルーム(ビリヤード・麻雀)、ビデオサロン(音楽鑑賞・楽器演奏等)、図書コーナー(読書・書き物)、プライベートルーム(読書等) 【3階】 和室(談話・会合・囲碁・将棋等)、茶室(茶道・華道等)、水屋、共用ラウンジルーム 【1～3階】 テイルーム 【各階】 エレベーター、ゴミ置場、共用トイレ						
エレベーター	あり	3基						
消防設備	自動火災報知設備:	あり	火災通報装置:	あり	スプリンクラー:	あり		
緊急呼出装置	居室:	あり	便所:	あり	浴室:	あり	脱衣室:	あり

### 3 従業者に関する事項

#### 職種別の従業者の人数及びその勤務形態

##### ① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者(施設長)	1					1人	1.0	
生活相談員	2					2人	2.0	
看護職員:直接雇用	7					7人	7.0	
看護職員:派遣								
介護職員:直接雇用	30			4		34人	33.2	
介護職員:派遣				1		1人		
機能訓練指導員	1					1人	1.0	
計画作成担当者	1					1人	1.0	
栄養士	3			1		4人	3.7	委託(業務委託先: エムサービス株式会社)
調理員	3			1		4人	3.8	
事務員	5			4		9人	7.0	
その他従業者	8			36		44人	20.7	

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 39 時間

##### ③-1 介護職員の資格

資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	23			4	
実務者研修					
介護職員初任者研修	7			1	
介護支援専門員	1				
たん吸引等研修(不特定)					
たん吸引等研修(特定)					
資格なし					

③-2 機能訓練指導員の資格

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	1				
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゆう師					

③-3 管理者(施設長)の資格 介護支援専門員、第二種衛生管理者

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	20 時 0 分～ 7 時 30 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 3 人以上 看護職員 1 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員								
看護職員								
介護職員								
機能訓練指導員								
計画作成担当者								

⑤-1 介護職員の資格 ③-1と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
たん吸引等研修(不特定)					
たん吸引等研修(特定)					
資格なし					

⑤-2 機能訓練指導員の資格 ③-2と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゆう師					

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり(常勤換算)の利用者数 1.1 人

従業者の職種別・勤続年数別人数(本事業所における勤続年数)

勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満				5	1						
1年以上3年未満		1		9		1		1		1	
3年以上5年未満		1		10							
5年以上10年未満		3		3	2						
10年以上		2		3	2	1					
合計		7		30	5	2		1		1	

4 サービスの内容

提供するサービス

食事の提供サービス	あり ( 委託 )
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス(定期的な健康診断実施)	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし
定期的な安否確認の方法	<p>一般居室内に生活リズムセンサーを設置しています。入居者の在室中、廊下天井に設置されている人感センサーが12時間入居者の動きを感知しなかった場合に異常を感知し、自動的に事務室に通報されます(人感センサーは玄関の扉を外から施錠するとオフになります。)。通報を感知した場合、スタッフ等が安否確認のため、一般居室内に立ち入ることがあります。その他、朝食時レストランの利用確認、新聞の取り込み確認等を行います。また、居室の巡回は入居者の同意を得た上で、昼間に7～8回、夜間に3回程度行います。</p> <p>介護居室には、2～3時間に1度本施設スタッフが巡回し、安否確認を行います。</p>
施設で対応できる医療的ケアの内容	<p>入居後、日常的に医療的ケアが必要になった場合、特定施設入居者生活介護等の契約後、ライフニクス高井戸(以下「本施設」といいます。)の看護師により次の対応を行います。</p> <p>在宅酸素の管理・胃ろう対応・インシュリン対応・痰の吸引・バルーンカテーテルの管理。</p> <p>「重度化した場合における対応及び看取りに関する指針」</p> <p>A. 急性期における医師、医療機関との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の慢性疾患等による状態が重度化した場合又は病状が急性期となった場合には、協力医療機関との連携体制により、医師等に相談の上、速やかに適切な処置を行います。また、訪問医や本施設スタッフにより、入居者の身体状況を常に把握し、体調管理に努めます。</li> <li>・入居者が体調の急変等により、入院を伴う医療処置を行うことを必要とする状態となった時には、協力医療機関の訪問医・主治医等に相談の上、速やかに身元引受人、ご家族に連絡し、ご意向を確認した上で、救急対応を致します。(万が一、身元引受人、ご家族と連絡がとれない場合、緊急度により、救急対応を優先することもございます。)</li> </ul>

・医師、看護師の体制

※夜勤スタッフの状況

夜間も看護師が常勤します。

体調の急変等が夜間に発生した場合でも、夜間緊急連絡体制に基づき、担当医師と連絡をとり速やかに対応致します。

※医師との連携体制

施設入居時等医学総合管理契約をされている場合は、医師の24時間対応が可能です。

同契約を結んでいない方については、対応について相談致します。

B. 看取りに関する指針

1. 看取りに関する基本的な考え方

“私らしくを、いつまでも。”

私たちは入居された皆様にその方らしくお過ごし頂けるようできるだけ最後まで支援させて頂きたいと考えており、看取りのケアは、生活支援の延長線上にあるものと考えています。

入居者お一人おひとりが過ごしてこられた道のり、価値観等はそれぞれですが、ご本人の暮らし方、生き方を尊重し、ご本人、代理人及び身元引受人(以下代理人及び身元引受人を総称して「ご家族等」といいます。)のお気持ちに寄り添いながら、残された時間を穏やかにお過ごし頂けるよう支援します。

①入居者が医師より回復の見込みがない終末期の状況であると判断され、入居者及びご家族等がその旨の説明を受け、本施設での「看取り」を希望される場合、医師と本施設の各職種が連携し支援します。

②入居者又はご家族等が「看取りに関する指針」に同意され、本施設スタッフと医師等との話し合いにより、本施設で行うことが可能な医療行為等にご同意頂いた場合、特定施設入居者生活介護等を選択されている場合は「看取り介護加算同意書」をご提出頂きます。その後同意頂いたケアプランに従い看取りのケアを行います。

③医師や看護スタッフ、介護スタッフ、介護支援専門員等が共同して入居者や及びご家族等のご希望を伺い、相談ながら支援致します。

④療養や介護の様子について随時説明し、ご家族等と入居者が安らかな最期の時間を過ごせるよう支援します。

2. 終末期にたどる経過とそれに応じた介護について

食欲、嚥下機能、日常生活動作の全般的な低下から血圧の低下や意識の変化等、看取り期の経過の中で体には様々な変化が現れます。体の自然な変化に応じて看取りの介護を致します。

※本施設で看取りの介護を希望された場合は詳しい資料をお渡しします。

3. 看取りに際して行いうる医療行為の選択肢について

看取りの場合に限らず、本施設はあくまでも生活の場であるため、行える医療行為に制約があることはご理解ください。

【本施設で可能な処置】

点滴(週1回程度)、一部の薬物治療、尿道カテーテル、酸素投与(鼻・口)、喀痰吸引、経管栄養等医師の判断によるもの。

※実際に行う医療行為の内容については、入居者の尊厳が最期まで保たれ、穏やかに過ごせるよう、入居者及びご家族等と、医師や本施設スタッフとで相談致します。

4. ご本人やご家族等との話し合いや同意、意思確認の方法について

「特定施設入居者生活介護等利用契約」締結の際に「将来の方針に関する意思確認書（承諾書）」により契約締結時点でのご本人、ご家族等の希望を伺います。  
 契約締結後、ご意向に変化があった場合はいつでも変更することができます。  
 医師により回復の見込みがない終末期の状況であると判断され、入居者及びご家族等がその旨の説明を受けられ、看取りケアを希望された場合、終末の対応につきまして「ターミナルケアについての確認書」により事前の意思確認を行うとともに、「看取り介護加算同意書」を提出頂きます。その後同意された看取りのケアプランに沿って看取りのケアを行います。  
 ご本人及びご家族等に随時説明をさせて頂きながら、多職種で連携し、記録、評価を行い、必要に応じてプランの修正をしながら看取りのケアを行います。

5. ご家族等への心理的な支援に対する考え方

本施設での看取り介護を希望された場合、大切な人の旅立ちにあたっては、ご本人及びご家族等の意向を尊重しながら、最期まで「私らしく」人生を全うできるようお手伝いをしております。  
 看取り介護に関する資料もございますので、ご不明な点や不安な点はいつでもスタッフにお声かけください。

医療機関との連携・協力

協力医療機関(1)	名称	社会医療法人 河北医療財団 河北総合病院
	所在地	東京都杉並区阿佐谷北一丁目7番3号
	協力の内容	* 診療科目:家庭医療科(総合診療科)、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、消化器・一般外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リウマチ・膠原病科、泌尿器科、リハビリテーション科、心臓血管外科、糖尿病・内分泌代謝内科、腎臓科、血液内科、感染症科、心療科、血管外科 * 定期健康診断(人間ドック)、緊急時の時間外対応 ※医療費:入居者負担 ※本施設からの距離約3.5km 車で約14分
協力医療機関(2)	名称	一般社団法人衛生文化協会 城西病院
	所在地	東京都杉並区上荻二丁目42番11号
	協力の内容	* 診療科目:内科、整形外科、眼科、糖尿病専門外来、神経内科、リウマチ科 * 緊急時の時間外対応 ※医療費:入居者負担 ※本施設からの距離約2.5km 車で約10分
協力医療機関(3)	名称	医療法人社団和光会 藤村病院
	所在地	東京都杉並区阿佐ヶ谷北四丁目21番20号
	協力の内容	* 診療科目:内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、外科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科、放射線科 * 週1回の訪問診療、健康相談(日常生活の健康相談、看護指導等) ※医療費:入居者負担 ※本施設からの距離約4.0km 車で約16分



協力医療機関(4)	名称	医療法人社団藍正会 おぎくぼ正クリニック
	所在地	東京都杉並区上荻三丁目29番11号 旭ビル501
	協力の内容	* 診療科目:緩和医療、内科、脳神経外科、神経科、外科 * 週1回の訪問診療、健康相談(日常生活の健康相談、看護指導等) ※医療費: 入居者負担 ※本施設からの距離約3.0km 車で約12分
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団杉友会 ABCデンタルクリニック
	所在地	東京都杉並区上荻二丁目18番10号 カテリーナ荻窪1階
	協力の内容	* 診療科目: 歯科 * 訪問歯科診療(要介護認定者対象) ※医療費:入居者負担 ※本施設からの距離約2.2km 車で約9分

介護保険加算サービス等

個別機能訓練加算	あり
夜間看護体制加算	あり
看取り介護加算	あり
医療機関連携加算	あり
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	あり(I)イ
介護職員処遇改善加算	あり(I)
介護職員等特定処遇改善加算	あり(II)
入居継続支援加算	なし
生活機能向上連携加算	なし
若年性認知症入居者受入加算	なし
口腔衛生管理体制加算	なし
栄養スクリーニング加算	なし
退院・退所時連携加算	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談会の開催	あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	
自費によるショートステイ事業	なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	入居時に満65歳以上であること
	要介護度	入居時自立であること
	医療的ケア	医療的ケアが必要ないこと又は自己管理できること
	認知症	認知症を発症していないこと
	その他	・健康保険、介護保険に加入していること ・2人入居の場合は、満65歳以上の健常な配偶者又は満65歳以上の2親等以内の健常な親族であること

<p>身元引受人等の条件、義務等</p>	<p>原則として、入居者1名につき身元引受人を1名定めて頂きます。入居者が2名の場合には、身元引受人1名が入居者2名の身元引受人を兼ねる事ができます。</p> <p><b>【身元引受人の条件】</b> 身元引受人は、原則として日本国内に居住し、かつ、入居者より年齢が若い方とします。</p> <p><b>【身元引受人の義務等】</b> 身元引受人は以下の責務を負います。 ・連帯保証人として、入居契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居契約に記載の極度額を限度として入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取る。 ・入居者に関する事業者から身元引受人への連絡・協議等に協力する。 ・入居者が死亡した場合に入居者の身柄及び遺留金品を引き受ける。 ・入居契約の終了により、入居契約に基づく何らかの返還金が発生し、入居者の死亡等により入居者へ返還することが適切でない場合、身元引受人がこれを受け取る。 ・入居者が意思能力を喪失した場合、入居契約における入居者の責務を履行できない状態にある場合、又は入居契約において入居者の判断を要する事項に対して、入居者が意思を明確に表明できない状態にある場合には、身元引受人が入居者に代わり意思表示を行うこと及び入居契約の終了に伴う一切の金銭の授受につき入居者の代理人として選任される。</p>	
<p>体験入居</p>	<p>利用期間</p>	<p>上限： 7泊 8日まで</p>
<p></p>	<p>利用料金</p>	<p>1泊 6,600円（宿泊費・食費〔朝食・昼食・夕食〕・消費税込み） ※参考食費：朝食451円、昼食550円、夕食1,133円</p>
<p></p>	<p>その他</p>	<p>本施設内共用部分利用可</p>
<p>入院時の契約の取扱い</p>	<p>入院が長期にわたった場合でも入居契約は継続しますので、退院後は入院前の居室に戻ることができます。なお、入院期間中もサービス費・管理費・食事基本料等の月額費用はお支払い頂きます。但し、入居者が本施設を不在にした場合には、不在日分の介護サービス費月額料金の負担はありません。</p>	
<p>やむを得ず身体拘束を行う場合の手続</p>	<p>事業者は、原則として身体拘束を行いません。但し、事業者が次の3つの要件を全て満たすと判断した場合、「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことがあります。</p> <p><b>【切迫性】</b>入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い <b>【非代替性】</b>他に代替する介護方法がない <b>【一時性】</b>行動制限が一時的なものである</p> <p>3つの要件を全て満たし、「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行った場合、事業者は次の通り行動します。</p> <p>①本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間を説明し、十分な理解を得よう努めます ②要件に該当しなくなった場合は速やかに拘束を解除します</p> <p>また、事業者は、身体拘束廃止委員会を設置して、身体拘束の廃止に向けた検討をし、必ず記録に残します。</p>	
<p>事業者からの契約解除</p>	<p>①事業者は、入居者が次のア. からク. のいずれかに該当し、かつ、そのことで入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に入居契約を解除することができます。</p> <p>ア. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき イ. 月払家賃(月払方式の場合)、管理費(月払方式の場合)、サービス費その他費用の支払いを3回以上遅滞し又は3ヶ月以上滞納した場合 ウ. 本施設を故意又は重大な過失により、毀損・汚損又は滅失した場合 エ. 入居契約又は管理規程に違反し、事業者の催告にもかかわらず是正しない場合 オ. 入居者の身体的・精神的暴力、不当な言動等により、本施設の運営スタッフの人権や職域が侵害され、本施設の健全な運営に支障を来たすおそれがあると事業者が認める場合において、事業者の催告にもかかわらず是正されない場合 カ. 入居者の行動が、他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができない場合 キ. 入居契約の規定により事業者が求めたにもかかわらず、新たに入居者の身元引受人をたてない場合 ク. その他、上記ア. からキ. に準じる事由が発生した場合</p>	

②上記①の規定に基づき入居契約を解除する場合、事業者は次の各手続きを行います。  
 ア. 契約解除の通知について90日の予告期間をおきます  
 イ. 上記通知に先立ち、入居者、身元引受人及び成年後見人に弁明の機会を設けます  
 ウ. 予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元引受人及び成年後見人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保に協力します  
 ③上記①のオ. 又はカ. によって入居契約を解除する場合には、事業者は上記に加えて次の手続きを行います。  
 ア. 医師の意見を聴きます  
 イ. 一定の観察期間をおきます  
 ④上記①から③にかかわらず、事業者は、入居者が次のア. からウ. のいずれかに該当するときは、入居契約第27条の定めにかかわらず、入居契約を解除することができます。  
 ア. 入居に関する書類等における重大な不実記載等が入居日前に発見されたとき  
 イ. 不正な手段で入居しようとしていることが入居日前に判明したとき  
 ウ. 正当な理由がなく、入居日までに前払金又は敷金が支払われなかったとき  
 ⑤事業者は、相手方が入居契約第43条第1項又は第2項の表明保証条項のいずれかに違反していると合理的に判断したときは、相手方に対し、何らの催告もなく、入居者・事業者間の全ての契約を解除することができます。

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動		あり
判断基準・手続	(介護居室への転居を前提として一時的に静養室に移る場合) 事業者が、入居者の心身の状況等を勘案し、より適切な介護サービスを提供するために必要と判断する場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と、一般居室から介護居室への移り住みを前提とした一時的な介護居室又は静養室への転居について協議します。静養室への一時的転居に先立ち、事業者は、協力医療機関の医師の意見を聴くとともに、入居者の意思を確認し、身元引受人の意見を聴くものとします。一時的転居について、入居者、事業者及び身元引受人が同意した場合、入居者は静養室に一時的に転居します。事業者が、入居者の心身の状況等を勘案し、一般居室での生活が入居者にとって望ましいと判断する場合には、入居者、事業者及び身元引受人にて協議し、同意の上、入居者は一般居室に再転居することがあります。	
利用料金の変更	なし	
前払金の調整	なし	
従前居室との仕様の変更	一時介護居室仕様となります。	
その他の居室への移動		あり
判断基準・手続	(介護居室への転居を前提として一時的に介護居室へ移る場合) (介護居室への一時的な転居) 事業者が、入居者の心身の状況等を勘案し、より適切な介護サービスを提供するために必要と判断する場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と、一般居室から介護居室への移り住みを前提とした一時的な介護居室又は静養室への転居について協議します。介護居室への一時的転居に先立ち、事業者は、協力医療機関の医師の意見を聴くとともに、入居者の意思を確認し、身元引受人の意見を聴くものとします。一時的転居について、入居者、事業者及び身元引受人が同意した場合、入居者は介護居室に一時的に転居します。事業者が、入居者の心身の状況等を勘案し、一般居室での生活が入居者にとって望ましいと判断する場合には、入居者、事業者及び身元引受人にて協議し、同意の上、入居者は一般居室に再転居することがあります。	

	<p>(介護居室への移り住み)</p> <p>1. 原則として入居者が1ヶ月を超えて一時的な介護居室又は静養室(以下総称して「介護居室等」といいます。)への転居を継続している場合、事業者は、入居契約第41条記載の判定委員会を開催します。判定委員会が、入居者は介護居室への移り住みが適切な健康・介護状態であると判断した場合、入居者、事業者及び身元引受人は同意の上、入居契約の変更覚書(以下「変更覚書」といいます。)を締結し、入居者は介護居室へ移り住むものとします。</p> <p>2. 上記1.にかかわらず、緊急を要する場合には、入居者、事業者及び身元引受人は同意の上、変更覚書を締結し、入居者は、介護居室へ移り住むものとします。この場合、事業者は、入居者の介護居室への移り住み後に判定委員会を開催し、移り住み後の対応等について協議するものとします。</p> <p>3. 事業者は、入居者による介護居室への移り住みに先立ち、当該移り住みについて協力医療機関の医師の意見を聴くものとします。</p> <p>4. 上記1.にかかわらず、入居者は、入居者が意思能力を喪失した場合、入居者が入居契約における入居者の責務を履行できない状態にある場合又は入居契約において入居者の判断を要する事項に対して、入居者が意思を明確に表明できない状態にある場合には、事業者及び身元引受人にて変更覚書を締結し、入居者はその定めに従い介護居室に移り住むことに予め同意するものとします。</p>
利用料金の変更	<p>入居者が介護居室へ移り住んだ場合の、介護居室の家賃及び敷金の精算については、別紙「前払家賃又は敷金の精算及び介護居室での家賃」をご参照ください。</p> <p>入居者が介護居室へ移り住んだ場合の、介護居室及び一般居室の管理費、食事基本料、サービス費その他費用(以下総称して「月額利用料等」といいます。)の支払いについては、変更覚書締結時点における一般居室の入居状況に応じて、以下の通りとなります。</p> <p>① 一般居室において1室1人入居の場合  ア 一般居室を明け渡した日まで  介護居室の月額利用料等に加え、一般居室の月額利用料等食事基本料(22,000円)及びサービス費(88,000円)を除く。)をお支払い頂きます。  イ 一般居室を明け渡した日の翌日以降  介護居室の月額利用料等をお支払い頂きます。</p> <p>② 一般居室において1室2人入居の場合  ア 1名のみ介護居室へ移り住む場合  介護居室の1人分の月額利用料等に加え、1人分の一般居室の月額利用料等をお支払頂きます。  イ 2人同時に介護居室へ移り住む場合  (ア) 一般居室を明け渡した日まで  介護居室の2人分の月額利用料等に加え、2人分の一般居室の月額利用料等(2人分の食事基本料及びサービス費を除く。)をお支払い頂きます。  (イ) 一般居室を明け渡した日の翌日以降  2人分の介護居室の月額利用料等をお支払い頂きます。</p> <p>一般居室の明渡日及び変更覚書締結日が属する各月の一般居室及び介護居室の各月額利用料等は、各々1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p>
前払金の調整	別紙「前払家賃又は敷金の精算及び介護居室での家賃」をご参照ください。
従前居室との仕様の変更	介護居室仕様となります。
提携ホーム等への転居	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	

	従前居室との仕様の 変更	
苦情対応窓口		
窓口の名称1	本施設(支配人、副支配人)	
電話番号	03-3247-1111	
対応時間	9:00 ~ 17:00 ( 平日 )	
窓口の名称2	株式会社 東急イーライフデザイン	
電話番号	03-6455-1236	
対応時間	9:00 ~ 17:00 ( 平日 )	
窓口の名称3	国民健康保険団体連合会	
電話番号	03-6238-0177	
対応時間	9:00 ~ 17:00 ( 平日 ※ただし祝祭日は除く )	
窓口の名称4	杉並区役所	
電話番号	03-3312-2111	
対応時間	8:30 ~ 17:00 ( 平日 ※ただし祝祭日は除く )	
賠償責任保険の加入	あり	保険の名称: 損害保険ジャパン日本興亜㈱「企業総合賠償責任保険」
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		
アンケート調査、意見箱等利用者 の意見等を把握する取組	あり	
東京都福祉サービス 第三者評価の実施	なし	結果の公表 なし
その他機関による 第三者評価の実施	なし	結果の公表 なし

## 5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢:	89.1 歳	入居者数合計:	110 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上85歳未満	21	0	1	0	2	1	0	0
85歳以上	39	7	3	8	5	6	10	7
合計	60	7	4	8	7	7	10	7
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	
入居者数	1	5	24	34	21	25	110	
男女別入居者数	男性: 25 人		女性: 85 人					
入居率(一時的に不在となっている者を含む。)	64 % (定員に対する入居者数)							
直近1年間に退去した者の人数と理由								
理由	人数			理由	人数			
自宅・家族同居	0			その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	0			
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ転居	0			医療機関への入院	0			
介護老人保健施設へ転居	0			死亡	5			
介護療養型医療施設へ転居	1			その他	0			
他の有料老人ホームへ転居	1			退去者数合計	7			

6 利用料金

入居準備費用	なし							円
明内細訳								
支払日・支払方法								
解約時の返還								
敷金	あり							月払方式のみ
金額	1,002,000～2,595,000 円							※月払家賃の3ヶ月分 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用の未払いその他の入居契約上の債務の不履行による債務額を除き全額返還する。
家賃及びサービスの対価								
プランの名称	前払金 ※前払2人入居 追加金含む 月額利用料		(内訳)					食費 ※食事基本料 を含む
			月払家賃 相当額 ※月払2人入居 追加金含む	管理費	サービス費	介護サービス費		
前払方式 (1人入居)	4,008万円   23,874万円	379,520円	0円	73,500円	88,000円	132,000円	86,020円	
前払方式 (2人入居)	5,232万円   25,098万円	685,540円	0円	73,500円	176,000円	264,000円	172,040円	
月払方式 (1人入居)	0円	713,520円   1,244,520円	334,000円   865,000円	73,500円	88,000円	132,000円	86,020円	
月払方式 (2人入居)	0円	1,104,540円   1,635,540円	419,000円   950,000円	73,500円	176,000円	264,000円	172,040円	
前払金 (前払家賃)	(前払金の算定式)							
	月額単価( 円) × 想定居住期間( 月) + 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額							
前払金 (前払家賃)	(月額単価の説明)							
	前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額です。							
前払金 (前払家賃)	(想定居住期間の説明)							
	入居者のうち概ね50%の方が入居し続けることが予想される期間として、各有料老人ホームがそれぞれ定める期間のことです。その期間は、入居時の年齢や性別、自立者が要介護者か、などに応じて、入居者の平均余命等を勘案して設定されます。 ※詳細は別紙『前払金』の算定根拠についてをご参照ください。 ※2人入居の場合は、年齢の若い方の想定居住期間を採用します。							
前払金 (前払家賃)	(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の説明)							
	生存率等を加味して決められる、想定居住期間経過後、入居者の全員が退去する時点までの将来の家賃負担分です。 この額は、入居契約が終了しても返還されません。 ※入居日から3ヶ月以内に入居契約が終了した場合を除きます。 ※詳細は、別紙『前払金』の算定根拠についてをご参照ください。							
	2人目の方が本施設の共用部分を利用するための利用料相当額として、1室2人入居の場合に限り、受領致します。							

<p>2人入居追加金</p>	<p>○家賃の支払が前払方式の場合</p> <p>(前払金の算定式)          月額単価( 72,250 円)×想定居住期間( 144ヶ月 )          + 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額          総額 12,240,000円(非課税)          想定居住期間内の共用部分利用料相当額 10,404,000円(前払2人入居追加金に占める割合は85%)          想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 1,836,000円(前払2人入居追加金に占める割合は15%)</p> <p>(月額単価の説明)          前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の共用部分利用料相当額です。</p> <p>(想定居住期間の説明)          入居者のうち概ね50%の方が入居し続けることが予想される期間として、各有料老人ホームがそれぞれ定める期間のことです。入居者に分かりやすい料金体系とするため、本施設の入居時の平均年齢における想定居住期間(144ヶ月)としています。          ※詳細は別紙『前払金』の算定根拠についてをご参照ください。</p> <p>(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の説明)          生存率等を加味して決められる、想定居住期間経過後、1室2人入居の居室がなくなる時点までの将来の共用部分利用料負担分です。          この額は、入居契約が終了しても返還されません。          ※入居日から3ヶ月以内に、入居者のいずれかの死亡、一般居室からの転出に係る入居契約の変更覚書の締結又は入居契約の解除もしくは解約(以下「前払2人入居追加金返還事由」といいます。)が生じた場合を除きます。          ※詳細は、別紙『前払金』の算定根拠についてをご参照ください。</p> <p>○家賃の支払が月払方式の場合          月額 85,000円(非課税)を毎月お支払い頂きます。</p>
<p>月払家賃</p>	<p>事業費を基礎として算定の上、近傍同種の家賃相当額と比較して妥当な額に設定しております。居室により金額は異なります。</p>
<p>管理費</p>	<p>①共用施設、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、設備維持費、及び②介護居室内の光熱費、上下水道使用料、給湯料及び電話基本料(②については介護居室の入居者のみ)並びに③管理部門の人件費に充てます。</p>
<p>サービス費</p>	<p>フロントサービス、生活相談サービス、安否確認サービス、緊急対応サービス、生活支援サービス、アクティビティサービス、健康管理サービス等に係る費用です。          ※その他、入居者の選択により利用するサービス(食事サービス等)については、別途選択サービス費がかかります。詳細は、別紙「一覧表(提供サービス一覧表、選択サービス一覧表)」をご参照ください。</p>
<p>介護サービス費</p>	<p>月額料金は132,000円(1人あたり)であり、要介護者等3人に対し、週39時間換算で介護・看護職員を2人以上配置して提供するサービスのうち、介護保険給付及び利用者負担による収入では賄いきれない額に充当します。事業者と特定施設入居者生活介護等利用契約を締結して介護サービスを受ける場合の費用であり、自立の方の負担はございません。</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は含みません。          ※入居者が本施設を不在にした場合には、介護サービス費の負担はありません。          ※その他、入居者の選択により利用する介護保険対象外個別介護サービスについては、別途料金がかかります。詳細は、別紙「介護サービス等の一覧表」をご参照ください。</p>

食費 ※軽減税率	朝食 451 円・昼食 550 円・夕食 1,133 円 間食 なし 円 1日当たり 2,134 円 × 30日で積算 食事基本料 月額22,000円(1人あたり) (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 通常食のキャンセル料は発生いたしません。事前予約が必要なイベント食及び特別食にしましては、当日キャンセルに限り料金全額をご負担頂きます。外来者のご利用についても、当日キャンセルに限り料金全額をご負担頂きます。
	※軽減税率:ご入居者に提供する飲食料品(酒類を除く)のうち、一食あたり640円(税抜き)以下且つ一日の累計額が1,920円(税抜き)に達するまでのものは軽減税率の適用対象となるものがございます。詳細はスタッフまでお尋ねください
光熱水費	一般居室における電気・水道代は、入居者と供給業者との個別契約に従い、供給業者に直接お支払い頂きます。 一般居室における給湯料は、月額基本料2,970円と使用料(1㎡1,277円)(メーター管理により実費負担)になります。

前払金の取扱い

支払日・支払方法	入居日前日までに全額お支払い頂きます。支払方法は、いずれも事業者指定の口座への銀行振込となります。	
償却開始日	入居日	
返還対象としない額	あり	前払家賃:想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額(前払家賃のうち、初期償却率は10%~20% ※入居時年齢により異なります。詳細は、別紙『前払金』の算定根拠について)をご参照ください。 前払2人入居追加金:想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(前払2人入居追加金に占める割合は15%)。
	位置づけ	想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当
契約終了時の返還金の算定方式	<p>1 前払家賃 入居者の想定居住期間内に、入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により入居契約が終了する場合、入居者又は身元引受人に、次の算定式に基づき算出される額を前払家賃から返還します。</p> <p>《返還金算定式》(※1) 1ヶ月分の家賃等の額(※2) × (入居契約終了日以降、入居者の想定居住期間満了日までの期間) (※1) 入居契約終了日又は入居者の想定居住期間満了日が属する月が1ヶ月に満たない場合には、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。 (※2) 1ヶ月分の家賃等の額は、想定居住期間内の家賃相当額を、入居者の想定居住期間(月数)で割り返した額です(小数点以下切捨)。 《算式》 入居者の想定居住期間内の家賃相当額 ÷ 入居者の想定居住期間(月数)</p> <p>入居者の想定居住期間経過後も入居契約が継続する場合の返還金はありませんが、家賃相当額の追加徴収も行いません。</p> <p>2 前払2人入居追加金 前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間内に、前払2人入居追加金返還事由が生じた場合に、入居者又は身元引受人に、次の算定式に基づき算出される額を前払2人入居追加金から返還します。</p>	



	<p>《返還金算定式》(※1)  1ヶ月分の共用部分利用料の額(※2)×(前払2人入居追加金返還事由の発生日以降、前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間満了日までの期間)  (※1)  前払2人入居追加金返還事由の発生日又は前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間満了日が属する月が1ヶ月に満たない場合には、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。  (※2)  1ヶ月分の共用部分利用料の額は、前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間内の共用部分利用料相当額を、前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間(月数)で割り返した額です(小数点以下切捨)。  《算式》  前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間内の共用部分利用料相当額÷144ヶ月</p> <p>前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間経過後に前払2人入居追加金返還事由が生じた場合の返還金はありませんが、前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間経過後に共用部分利用料相当額の追加徴収を行うこともありません。</p>
<p>短期解約(死亡退去含む)の返還金の算定方式</p>	<p>期間: 3か月                                      起算日: 入居した日</p> <p>1 前払家賃  入居後3ヶ月が経過するまでの間に、入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により入居契約が終了する場合、以下の算定式に基づき算定される額を前払家賃から返還します。  《返還金算定式》(※1)  前払家賃－(1日あたりの家賃等の額(※2)×入居日から起算して入居契約が終了した日までの日数)  (※1)  1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。  (※2)  1日あたりの家賃等の額は、1ヶ月を30日として、次の算式により算出します。  《算式》  1日あたりの家賃等の額＝1ヶ月分の家賃等の額÷30日  ＝想定居住期間内の家賃相当額÷入居者の想定居住期間(月数)÷30日</p> <p>2 前払2人入居追加金  入居後3ヶ月が経過するまでの間に、前払2人入居追加金返還事由が生じた場合に、以下の算定式に基づき算定される額を前払2人入居追加金から返還します。  《返還金算定式》(※1)  前払2人入居追加金－(1日あたりの本施設の共用部分利用料の額(※2)×入居日から起算して前払2人入居追加金返還事由の発生日までの日数)  (※1)  1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。  (※2)  1日あたりの本施設の共用部分利用料の額は、1ヶ月を30日として、次の算式により算出します。  《算式》  1日あたりの本施設の共用部分利用料の額  ＝1ヶ月分の共用部分利用料の額÷30日  ＝前払2人入居追加金算定の基礎とした想定居住期間内の共用部分利用料相当額÷144ヶ月÷30日</p>
<p>返還期限</p>	<p>上記短期解約の場合、居室の明渡し後                                      90日以内                                      それ以外の場合は、契約終了日又は2人入居追加金返還事由の発生日の翌日から起算して3ヶ月以内</p>
<p>保全措置</p>	<p>あり                                      保全先: 不動産信用保証株式会社</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>前払方式をご利用の場合において、事業者が返還すべき前払金(前払家賃及び前払2人入居追加金)の返還が困難となった場合、入居者の想定居住期間のうち残存する期間に係る額又は500万円のいずれか低い金額の返還を不動産信用保証株式会社が保証します。なお、保全する期間は、前払金をご入金頂いた日から事業者の前払金返還債務が消滅する日までとなります。</p>

月額利用料の取扱い

支払日・支払方法	家賃(月払方式をご選択の場合)、月払2人入居追加金(月払方式をご選択の場合)、サービス費、食事基本料、管理費は当月分を当月27日(金融機関の休日の場合は翌営業日)までに口座自動振替方式により、事業者にお支払い頂きます。 選択サービス費、一般居室における給湯料、電話利用料(一般居室の場合は電話基本料及び通話料、介護居室の場合は通話料)、駐車場利用料、トランクルームの利用料については、前月分を当月27日(金融機関の休日の場合は翌営業日)までに口座自動振替方式により、事業者にお支払い頂きます。
その他留意事項	入居者が居住する一般居室内の光熱水費は、管理規程の定めに従い別途負担頂きます。

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

介護度	基本単位 a	加算 b	処遇改善加算 $c=(a+b) \times d$ 小数点以下 四捨五入	総単位数 $e=a+b+c$	介護報酬 $f=e \times$ 地域別単価 小数点以下 切捨て	自己負担額 $g=f \times 0.1$ 小数点以下 切上げ
要支援1	5,430	900	595	6,925	75,482円	7,549円
要支援2	9,300	900	959	11,159	121,633円	12,164円
要介護1	16,080	1,200	1,624	18,904	206,053円	20,606円
要介護2	18,060	1,200	1,810	21,070	229,663円	22,967円
要介護3	20,130	1,200	2,005	23,335	254,351円	25,436円
要介護4	22,050	1,200	2,186	25,436	277,252円	27,726円
要介護5	24,120	1,200	2,380	27,700	301,930円	30,193円

	加算の種類	単位・割合	算定	備考
b	個別機能訓練加算	12/日	あり	対象者のみ
	夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
	看取り介護加算	144~1,280/日	あり	対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
	認知症専門ケア加算	0/日	なし	
	サービス提供体制強化加算	18/日	あり(I)イ	
	入居継続支援加算	0/日	なし	要介護のみ
	生活機能向上連携加算	0/月	なし	
	若年性認知症入居者受入加算	0/月	なし	対象者のみ
	口腔衛生管理体制加算	0/月	なし	
	栄養スクリーニング加算	-	なし	対象者のみ
	退院・退所時連携加算	0/月	なし	対象者のみ
d	介護職員処遇改善加算	8.20%	あり(I)	
	介護職員等特定処遇改善加算	1.20%	あり(II)	

当ホームの地域別単価は10.9です。(杉並区)

看取り介護加算を算定した月においては自己負担額が変動します。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)
料金改定の手続	
消費者物価指数、雇用情勢その他経済事情の変動を勘案し、入居契約第7条記載の運営懇談会で、入居者ら等の意見を聴いた上で改定します。	

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	315号室(80歳想定) 前払方式		
	単位:円		
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	69,984,000	379,520
※1日3食(朝昼夜)・30日喫食の場合 ※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

- 添付書類:
- 別紙1 介護サービスの一覧表
  - 別紙2 一覧表(提供サービス一覧表、選択サービス一覧表)
  - 別紙3 「前払金」の算定根拠について
  - 別紙4 前払家賃又は敷金の精算及び介護居室での家賃
  - 別紙5 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

ライフニクス高井戸 号室  
様

事業者 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号  
株式会社 東急イーライフデザイン  
代表取締役 林 靖人 印

契約の締結に当たり、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

説明者 職  
2020年 月 日 印

契約の締結に当たり、本有料老人ホーム重要事項説明書について説明を受け、理解しました。

【入居者】	
1	住所 氏名 印 電話
2	住所 氏名 印 電話 (入居者1との関係 )
【身元引受人】	
1	住所 氏名 実印 電話 (入居者1との関係: )
2	住所 氏名 実印 電話 (入居者2との関係 )

別紙1

介護サービス一覧表

- ※ (1)「月額利用料に含むサービス」とは、月額の介護サービス費(下記(2))に対する利用料を除く。)に含むサービス(介護保険給付対象介護サービス及び介護保険対象外上乗せ介護サービス)を指します。
- ※ (2)「その都度徴収するサービス」とは、介護保険対象外個別介護サービスを指します。
- ※ 「—」と表示されているサービスについては選択不可です。
- ※ 「協力医療機関」とは、重要事項説明書に定める協力医療機関を指します。
- ※ 「近隣医療機関」とは、本施設から600mを半径とした円の中に所在する医療機関を指します。
- ※ 「近隣」とは、本施設から600mを半径とした円の範囲内を指します。
- ※ サービス計画は、本施設の計画作成担当者が、入居者個々の健康状態、介護状態等を基に入居者と協議の上、作成致します。
- ※ 「介護の程度」と「介護の場所」の区分は、一般的な場合の目安です。それぞれの入居者の状態に応じて、変更される場合があります。
- ※ 軽減税率:ご入居者に提供する飲食料品(酒類を除く)のうち、一食あたり640円(税抜き)以下且つ、一日の累計額が1,920円(税抜き)に達するまでのものは軽減税率の適用対象となるものがございます。詳細はスタッフまでお尋ね下さい。

提供される介護サービスの内容

介護の程度	要支援1		要支援2		要介護1～3		要介護4～5	
介護を行う場所	一般居室		一般居室		一般居室又は介護居室		一般居室又は介護居室	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
入浴の介護	30分～60分/回		30分～60分/回		30分～60分/回		30分～60分/回	
一般浴	2回/週 入浴時に 見守り又は介助 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	2～3回/週 入浴時介助 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	2～3回/週 入浴時介助 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	3回/週 入浴時介助 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担
特浴介助	—	—	2～3回/週 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	—	2～3回/週 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	3回/週 +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外 は実費負担

洗 髪	1～2回/週 +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	週3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	2～3回/週 +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	2～3回/週 +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	3回/週 +備え付けのシャンプー等以外は実費負担	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +備え付けのシャンプー等以外は実費負担
清 拭	1～2回/週	週3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	2～3回/週	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	2～3回/週	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	3回/週	週4回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)
排泄の介護								
排泄介助	トイレ排泄の都度 一部介助	—	排泄の都度 一部介助	—	排泄の都度 一部介助	—	排泄の都度 全面介助	—
おむつ交換	—	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—
おむつ代	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担
食事の介護	40分～60分/回		40分～60分/回		40分～60分/回		40分～60分/回	
食事の介助	食事の都度見守り又は一部介助	—	食事の都度 一部介助	—	食事の都度 一部介助	—	食事の都度 全面介助	—
家 事	15分～30分/回		15分～30分/回		15分～30分/回		15分～30分/回	
洗濯及び収納	1回/日	1回30分以降又は1日2回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1～2回/日	1回30分以降又は1日3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1～2回/日	1回30分以降又は1日3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	必要時対応	—
居室清掃・整理	1回/月	1回30分以降又は1月2回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1～2回/月	1回30分以降又は1月3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1～2回/月	1回30分以降又は1月3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	2回/月	1回30分以降又は1月3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)
シーツ交換	1回/週	1日2回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1回/週	週2回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1回/週	1日2回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)	1～2回/週	1日3回目以降1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円)
衣類補修	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—

清潔保持	10分～15分/回		10分～15分/回		10分～15分/回		10分～15分/回	
洗面介助	2回/日	—	2回/日	—	2回/日	—	2回/日	—
髭剃り	1回/日	—	1回/日	—	1回/日	—	1回/日	—
口腔等の衛生	3回/日	—	3回/日	—	3回/日	—	3回/日	—
身辺介助	15分～30分/回		15分～30分/回		15分～30分/回		15分～30分/回	
移動介助								
居室内	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—
館内	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—
衣類の着脱	1回/日	—	2～3回/日	—	2～3回/日	—	3～5回/日	—
身だしなみ 介助	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—
体位交換	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—	必要に応じ介助	—
巡回	10分～15分/回		15分/回		10分～15分/回		15分/回	
昼間 (9時～17時)	1～3回/日	—	4～6回/日	—	4～6回/日	—	7～8回/日	—
夜間 (17時～ 翌9時)	1回/日	—	2～3回/日	—	2～3回/日	—	3回/日	—
緊急時対応								
ヘルパー コール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—
機能訓練	30分～60分/回		30分～60分/回		30分～60分/回		30分～60分/回	
生活リハビリ	1回/日	—	1～2回/日	—	1～2回/日	—	2回/日	—
療養上の世話								
与薬管理	—	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—

治療食相談	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
栄養相談	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
栄養管理	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
バイタルチェック	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
療養管理	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
健康管理								
定期健康診断	2回/年	河北総合病院健診センター指定項目以外又は年3回目以降実費負担	2回/年	河北総合病院健診センター指定項目以外又は年3回目以降実費負担	2回/年	河北総合病院健診センター指定項目以外又は年3回目以降実費負担	2回/年	河北総合病院健診センター指定項目以外又は年3回目以降実費負担
健康相談	2回/週	—	2回/週	—	2回/週	—	2回/週	—
生活指導	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
食事関連								
居室配膳・下膳	必要に応じ 3回/日	—	必要に応じ 3回/日	—	必要に応じ 3回/日	—	都度 3回/日	—
治療食の提供	通常食: 朝食451円(うち本体価格410円、消費税41円) 昼食550円(うち本体価格500円、消費税50円) 夕食1133円(うち本体価格1,030円、消費税103円)	通常食以外実費負担 ※軽減税率	通常食: 朝食451円(うち本体価格410円、消費税41円) 昼食550円(うち本体価格500円、消費税50円) 夕食1133円(うち本体価格1,030円、消費税103円)	通常食以外実費負担 ※軽減税率	通常食: 朝食451円(うち本体価格410円、消費税41円) 昼食550円(うち本体価格500円、消費税50円) 夕食1133円(うち本体価格1,030円、消費税103円)	通常食以外実費負担 ※軽減税率	通常食: 朝食451円(うち本体価格410円、消費税41円) 昼食550円(うち本体価格500円、消費税50円) 夕食1133円(うち本体価格1,030円、消費税103円)	通常食以外実費負担 ※軽減税率
おやつ・嗜好品	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担
水分補給	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—
生活相談・助言・連絡	30分/回 1回/日	—	30分/回 1回/日	—	30分/回 1回/日	—	30分/回 1回/日	—
付添業務	30分～120分/回		30分～120分/回		30分～120分/回		30分～120分/回	



散歩	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担
外出	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担
理美容	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	近隣への付添い 2回/月 +実費負担	月3回目以降の近隣への付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担
受診	協力医療機関への付添い	—	協力医療機関への付添い	—	協力医療機関への付添い	—	協力医療機関への付添い	—
	協力医療機関以外の医療機関への付添い 1回/月 +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への月2回目以降の付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への付添い 1回/月 +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への月2回目以降の付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への付添い 1回/月 +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への月2回目以降の付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への付添い 1回/月 +実費負担	協力医療機関以外の医療機関への月2回目以降の付添い 1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担
代行業務	30分～90分/回		30分～90分/回		30分～90分/回		30分～90分/回	
買物	指定日1回/週 実費負担	左記以外1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	指定日1回/週 実費負担	左記以外1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	指定日1回/週 実費負担	左記以外1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担	指定日1回/週 実費負担	左記以外1,485円/30分(うち本体価格1,350円、消費税135円) +実費負担
役所手続	指定日1回/週 +実費負担	—	指定日1回/週 +実費負担	—	指定日1回/週 +実費負担	—	指定日1回/週 +実費負担	—

	協力医療機関:必要 に応じ対応  +実費負担	—	協力医療機関:必要 に応じ対応  +実費負担	—	協力医療機関:必要 に応じ対応  +実費負担	—	協力医療機関:必要 に応じ対応  +実費負担	—
受診(薬)	協力医療機関以外の 医療機関:1回/月  +実費負担	協力医療機関以外の 医療機関への月2回目 以降の受診代理1,485 円/30分(うち本体価格 1,350円、消費税135円)	協力医療機関以外の 医療機関:1回/月  +実費負担	協力医療機関以外の 医療機関への月2回目 以降の受診代理1,485 円/30分(うち本体価格 1,350円、消費税135円)	協力医療機関以外の 医療機関:1回/月  +実費負担	協力医療機関以外の 医療機関への月2回目 以降の受診代理1,485 円/30分(うち本体価格 1,350円、消費税135円)	協力医療機関以外の 医療機関:1回/月  +実費負担	協力医療機関以外の 医療機関への月2回目 以降の受診代理1,485 円/30分(うち本体価格 1,350円、消費税135 円)  +実費負担
その他手続き	—	1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)  +実費負担	—	1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)  +実費負担	—	1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)  +実費負担	—	1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)  +実費負担
医療関連								
医療費 (医師の往診)	—	公的医療保険の公費 負担分以外 実費負担	—	公的医療保険の公費 負担分以外 実費負担	—	公的医療保険の公費 負担分以外 実費負担	—	公的医療保険の公費 負担分以外 実費負担
入退院のお世話	協力医療機関:必要 に応じ対応  協力医療機関以外の 医療機関:  1回120分/月	—  協力医療機関以外の 医療機関での月2回目 以降のお世話  1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)	協力医療機関:必要 に応じ対応  協力医療機関以外の 医療機関:  1回120分/月	—  協力医療機関以外の 医療機関での月2回目 以降のお世話  1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)	協力医療機関:必要 に応じ対応  協力医療機関以外の 医療機関:  1回120分/月	—  協力医療機関以外の 医療機関での月2回目 以降のお世話  1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)	協力医療機関:必要 に応じ対応  協力医療機関以外の 医療機関:  1回120分/月	—  協力医療機関以外の 医療機関での月2回目 以降のお世話  1,485円/30分(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)
	協力医療機関:2回/ 週	協力医療機関への週3 回目以降のお見舞い 2,970円/60分(うち本 体価格2,700円、消費 税270円)  60分を経過後、超過30 分ごとに1,485円(うち本 体価格1,350円、消費 税135円)	協力医療機関:2回/ 週	協力医療機関への週3 回目以降のお見舞い  2,970円/60分(うち本 体価格2,700円、消費 税270円)	協力医療機関:2回/ 週	協力医療機関への週3 回目以降のお見舞い  2,970円/60分(うち本 体価格2,700円、消費 税270円)	協力医療機関:2回/ 週	協力医療機関への週 3回目以降のお見舞い  2,970円/60分(うち本 体価格2,700円、消費 税270円)

病院見舞い		+交通費実費		60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費		60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費		60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費
	協力医療機関以外の医療機関:1回/週	協力医療機関以外の医療機関への週2回目以降のお見舞い 2,970円//60分(うち本体価格2,700円、消費税270円) 60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費	協力医療機関以外の医療機関:1回/週	協力医療機関以外の医療機関への週2回目以降のお見舞い 2,970円/60分(うち本体価格2,700円、消費税270円) 60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費	協力医療機関以外の医療機関:1回/週	協力医療機関以外の医療機関への週2回目以降のお見舞い 2,970円/60分(うち本体価格2,700円、消費税270円)60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費	協力医療機関以外の医療機関:1回/週	協力医療機関以外の医療機関への週2回目以降のお見舞い 2,970円/60分(うち本体価格2,700円、消費税270円) 60分を経過後、超過30分ごとに1,485円(うち本体価格1,350円、消費税135円) +交通費実費
訪室								
栄養管理 バイタルチェック 療養管理	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—	必要に応じ対応	—
その他								
館内レクリエーション 館外活動	随時実施 材料・交通費実費	—	随時実施 材料・交通費実費	—	随時実施 材料・交通費実費	—	随時実施 材料・交通費実費	—

\* 付添業務、代行業務、入退院のお世話及び病院見舞いは、9時～17時の対応と致します。

\* 付添業務の利用回数は、付添業務全体での1ヶ月あたりの通算利用回数に基づきカウント致します。

施設名:ライフニクス高井戸

## 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	不適合
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	不適合 非該当
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	不適合
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	不適合
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	不適合
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	不適合 非該当
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	不適合
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>		
8 各居室は隔壁により区分されているか。	○ 適合	不適合
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	不適合
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	不適合
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	不適合
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	不適合
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	不適合 非該当
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	不適合 非該当
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	不適合 非該当

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。

※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。